

地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書 (鳥取県立童謡館)

地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立童謡館（以下「童謡館」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 理事長 酒島 優（鳥取市西町三丁目202番地）

2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

359,635千円（債務負担行為額 359,635千円）

[参考] 単年度指定管理料の額：71,927千円

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

4 審査結果

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館を指名し、審査委員会において審査基準に基づき総合的に審査した結果、施設の設置目的を理解し、専門性を生かした各種事業や調査研究施設としての機能を発揮した提案もあり、これまでの実績も評価されることから、指定管理候補者として適当と認められる。

5 審査の経緯

（1）審査委員

氏 名	所 属 等
大久保 計良（委員長）	西日本税理士法人税理士
筒井 宏樹（副委員長）	鳥取大学地域学部附属芸術文化センター准教授
加藤 京子	鳥取おやこ劇場運営委員長
松田 千絵	鳥取県合唱連盟理事
福山 博俊	鳥取市企画推進部文化交流課長
村上 真弓	鳥取県地域社会振興部文化振興監兼文化政策課長

（2）開催経緯

ア 第1回審査委員会；令和5年5月15日（月）

指定管理者制度及び童謡館の概要説明、審査項目等の審議 *福山委員は欠席

イ 第2回審査委員会；令和5年8月1日（火）

面接審査の実施後、採点及び審議 *福山委員、村上委員は欠席

（3）審査基準

審 査 基 準	審 査 の 項 目	配 点
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針)	配点なし (必須)
2 施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業内容 ○展示施設及び多目的ホールの利用に係るサービスの向上策と利用促進に向けた取組は適切か（営業活動、顧客開拓、接遇向上等） ○地域の賑わいの創出に向けた取組（周辺施設や地	70点

	<p>域の事業者、各種団体等と連携した取組等) ○童謡館の資料収集、保管、公開及び活用方法 ○収集資料等の調査研究及び成果発表 ○童謡・唱歌をテーマにした文化事業の実施（事業計画、収支計画） ○鳥取世界おもちゃ館と共同した文化事業の実施（事業計画、収支計画） ○関係機関等との連携、調整</p> <p>2 管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開</p> <p>3 施設設備の維持及び衛生管理の水準 施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組</p> <p>4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法</p> <p>5 利用者等の要望の把握</p>	
3	<p>管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)</p>	<p>1 収支計画及び積算内容</p>
4	<p>管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しております、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)</p>	<p>1 組織及び職員の配置等 管理運営の組織・職員の職種等、日常の職員配置、人材育成</p> <p>2 専門職員の配置 安全、安心な施設の利用を担保するための維持管理を担える職員及び調査研究や文化事業等を行うための専門的知識を有する職員の配置</p> <p>3 法人の財政基盤、経営基盤 繼続して事業を実施できる財政基盤、経営基盤を有すること。</p> <p>4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</p> <p>5 法人の社会的責任の遂行状況</p> <p>○障がい者雇用の状況</p> <p>○男女共同参画推進企業の認定の状況</p> <p>○I S O ・ T E A S の認証等の状況</p> <p>○あいサポート企業等の認定等</p> <p>6 当該施設の管理運営状況の実績評価</p>

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主な審査意見
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (適／不適)	適	○施設の設置目的を理解しており、平等な利用を確保できる。
2 施設の効用を最大限に發揮させるものであること	53点	○イベントのあり方を検討し、体験型展示など博物館機能の充実を図ることは評価する。一方で、イベント実施件数の減は、親子来館者数の減少につながる可能性があり工夫が

(70 点)		<p>必要である。</p> <p>○ICT の活用として、保存資料のデータベースのオンライン公開は資料の活用の可能性を広げるものであり、高く評価できる。</p> <p>○Web 利用者アンケートによる回答数の向上は高く評価できる。</p> <p>○専門員の充実及びその専門性を活かせる体制を期待する。</p> <p>○高齢化が進む中、シニア層に向けた魅力あるイベント・展示を期待したい。</p> <p>○隣接する市所有の公園及び駐車場におけるトラブル発生時に迅速な対応が可能なように、わらべ館としてもあらかじめ市と検討、連携して欲しい。</p>
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること (10 点)	6 点	○収支計画については特に問題ないものと認められる。
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (30 点)	17 点	○財務内容については、特に問題ないものと認められる。 ○専門員も含め人材育成が適切に行われている。今後もこの適切な人材育成・人員配置を維持していくことを期待する。
総合評価 (110 点)	76 点	

(注) 点数は、委員 4 名の審議により決定した。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、ゴールデンウィークや夏季は時間延長を行う。

- ・開館時間：午前 9 時から午後 5 時まで
- ・休館日：8 月を除く毎月第 3 水曜日及び 12 月 31 日から 1 月 3 日まで

(2) 利用料金・減免基準

利用料金：現行どおり
減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- 「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、郷土の音楽家に関する資料をはじめ、童謡・唱歌に関し、幅広い資料を収集し、専門家による調査研究を進めている。資料を活用した常設展や企画展を開催するなどして童謡・唱歌の普及啓発に取り組む。
- 「童謡・唱歌のふるさと鳥取」として、童謡・唱歌を次世代に継承していくため、唱歌教室、童謡コンサート及び地元の音楽家等を起用した音楽イベント等、参加・体験型の事業を企画実施し、童謡・唱歌の普及啓発に取り組む。
- 鳥取世界おもちゃ館を一元的に管理するメリットを活かし、イベントホールでの舞台や映画の上映、鉄道模型の展示等の魅力あるイベントの開催に併せて、主に子どもたちを対象とした各種イベントを実施する。

(4) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- 顧客満足を重視し、アンケート調査、意見・提案箱により利用者のニーズの把握や満足度を調査し、サービスの質と向上に活用する。

- 旅行情報誌やフリーペーパー、インターネット等の各種媒体を通じて、県内外に向けたわらべ館の紹介やイベント情報の告知を行い、知名度の向上と利用促進を図る。
- 少子高齢化を見据え、シニア世代が参加しやすいイベントを企画し、来館と定着を促す。
- 近隣の小学校や幼稚園、保育所等の訪問による利用促進活動や県外の旅行代理店やバス会社等の訪問による団体客の誘致を実施する。
- 県内の文化・観光施設と連携した情報発信や相互割引制度を実施する。

(5) 地域の賑わい創出に向けた取組

- 鳥取県ミュージアムネットワークの一員として、近隣の県立博物館等と連携し、入館券等の提示による加盟館同士の相互割引等の実施し、市街地全体の人の流れを生み出す。
- 200人収容のイベントホールを活用し、出演者を公募して地元の音楽グループ等によるコンサートを企画、広報し、表現活動の場の提供を行う。
- わらべ夢ひろばを会場とした地域の夏祭りでの机の貸し出し等の支援や、鳥取市内で開催される桜まつりや花のまつり、お城まつりへ紙芝居劇場などを派遣する。